

令和 8 年度福岡市博多区地域包括ケア推進会議

日時:令和 8 年 7月7日 (火) 18:00～19:30

場所:博多区役所 集団指導室

会 議 次 第

I. 開会、委員紹介

II. 会議概要の説明

III. 議題

○福岡市・博多区の高齢者の概況及び事業報告

1 福岡市の高齢化と地域包括ケアの推進

2 博多区高齢者の概況

3 博多区高齢者の相談状況

4 権利擁護業務について

5 認知症高齢者への支援業務

6 介護予防に関する取組み

7 その他の博多区の取組み

○意見交換

・博多区の取組みに関するご意見・ご提案等

IV. 閉会

福岡市博多区地域包括ケア推進会議設置要綱

（設置目的）

第1条 高齢者が、個人として尊重され、人生の最期まで住み慣れた地域で、自立した生活を安心して続けることができるよう、保健（予防）、医療、介護、生活支援、住まいが一体的に切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現を目指して、区における地域づくりや資源開発、多職種間のネットワーク構築、権利擁護等の推進を図るため、関係機関・団体及び行政等の代表者からなる福岡市博多区地域包括ケア推進会議（以下「区推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 区推進会議は、次に掲げる事項を所掌し、区における地域包括ケアの推進に必要な検討、協議を行う。

- （1）地域の関係機関・団体等のネットワーク構築に関すること。
- （2）高齢者地域支援会議や圏域連携会議では解決できない地域課題の抽出・検討に関すること。
- （3）区の課題解決に必要な地域づくり・資源開発に関すること。
- （4）区の課題解決に必要な政策形成に関すること。
- （5）その他、区における地域包括ケアの推進に関し必要な事項

（組織）

第3条 区推進会議の委員は、区保健福祉センター、関係団体及び関係機関の役職員等をもって構成する。

- （1）介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者並びに職能団体等
- （2）医療サービスに関する事業者及び職能団体等
- （3）介護保険以外の地域資源又は地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者団体等
- （4）福岡市

（任期）

第4条 委員の任期は3年とし再任を妨げない。ただし、任期中であっても委員がその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 後任委員の任期は前任者の残任期間とする。

（運営）

第5条 区推進会議には、会長、副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、区推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 区推進会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、区推進会議の議長となる。
- 3 会長は必要に応じ、区推進会議に委員以外の者を出席させて意見又は説明を求めることができる。

（部会）

第 7 条 区推進会議は、必要に応じて次の部会（ワーキング会議）を設置する。

- （1）在宅医療・介護部会
- （2）権利擁護部会
- （3）生活支援・介護予防部会
- （4）その他、地域包括ケアの推進のために必要と認められるもの

2 原則として、各部会（ワーキング会議）の検討状況は、区推進会議へ報告する。

（会議の公開）

第 8 条 区推進会議は原則公開とする。ただし、会議における協議の内容が、福岡市情報公開条例第 7 条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであるとき、又は、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認めるときは、この限りではない。

2 会議の傍聴に係る手続きその他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

（秘密保持義務）

第 9 条 会議を非公開とすることを決定したときは、委員及びその他会議に出席した者は、当該会議において知り得た情報を他に漏らしてはならない。

（事務局）

第 10 条 区推進会議の事務局を博多区保健福祉センター地域保健福祉課に置く。

（報告）

第 11 条 事務局は、区推進会議で検討、協議された内容を、保健福祉局高齢社会部地域包括ケア推進課に報告する。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、区推進会議の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 最初の区推進会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、博多区保健福祉センター所長が招集する。
- 3 博多区高齢者サービス調整会議設置要綱は廃止する。

福岡市博多区地域包括ケア推進会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡市博多区地域包括ケア推進会議設置要綱第8条第2項に基づき、福岡市博多区地域包括ケア推進会議の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(受付)

第2条 会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、会議の開催15分前までに、整理番号票（別記様式）の交付を受けなければならない。

(定員)

第3条 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、あらかじめ検討会議等会長が定めるものとする。

2 傍聴希望者が定員を超えるときには、抽選によって傍聴人を決するものとする。

(会議場に入ることができない者)

第4条 ポスター、ビラ、拡声器その他会議若しくは傍聴を妨害するおそれがあると認められる物品を携帯する者又は会議を妨害し、若しくは人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は検討会議等の会議場（以下「会議場」という。）に入場することができない。

(傍聴人が守るべき事項)

第5条 傍聴人は会議を傍聴するにあたり、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- (6) たすきを着用し、又はプラカードを掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (7) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第6条 会議場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、会長が認めた場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、検討会議等が傍聴を認めない議題に関する協議等を行おうとするときは、速やかに退場しなければならない。

(傍聴人への指示)

第8条 会長は、会議の平穏な進行を確保するため、傍聴人に対して必要な指示を行うことができる。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人が、この要領の規定に違反したときは、会長は、傍聴人に対して必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴人が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、会長は、その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、その都度会長が決するものとする。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

様式

年	月	日
福岡市博多区地域包括ケア推進会議		
整理番号票		
NO. _____		
傍聴人は、会議の開催中この整理票を携行し、係員の求めに応じて提示してください。		

○博多区地域包括ケア推進会議委員名簿

委嘱任期：令和6年7月～令和9年6月

団体	氏名	所属・役職等	
博多区医師会	住吉 康平	博多区医師会 会長(住吉クリニック院長) ※医師会伊勢川理事：在宅医療・介護部会長	
博多区歯科医師会	加茂 公平	博多区歯科医師会 会長(加茂歯科医院院長)	
博多区薬剤師会	吉村 宏	博多区薬剤師会 会長(アコー調剤薬局)	
福岡県弁護士会	塩飽 梨米	福岡県弁護士会(福岡国際法律事務所) ※権利擁護部会長	
福岡県司法書士会	佐藤 直幸	福岡県司法書士会(佐藤直幸司法書士事務所)	
博多区自治協議会長連絡協議会	岩瀬 博幸	博多区自治協議会長連絡協議会 (堅粕校区自治協議会 会長)	新任
博多区衛生連合会	市木 京子	博多区衛生連合会 会長 (堅粕校区衛生連合会代表理事)	新任
博多区民生委員・児童委員協議会	古賀 絹代	博多区民生委員児童委員協議会 会長	新任
博多区社会福祉協議会	西 滋修	博多区社会福祉協議会 会長 ※生活支援・介護予防部会長	新任
博多区老人クラブ連合会	木原 正道	博多区老人クラブ連合会 会長	
博多区公民館館長会	梅津 信幸	博多区公民館 館長会 (千代公民館長)	新任
認知症のひとと家族の会福岡県支部	大浦 香代子	(社)認知症のひとと家族の会 福岡県支部 世話人	
福岡市老人福祉施設協議会	石橋 和明	博多区代表(アットホーム博多の森)	新任
博多区介護支援専門員ネットワーク	山崎 一麻参	ケアマネット博多代表 (ケアプランセンターりあん)	新任
博多区訪問看護ステーション会	田崎 龍仁	博多区訪問看護ステーション会代表 (訪問看護ステーション ピ〜す月隈)	
博多警察署	山口 仁志	博多警察署 生活安全第1課長	
博多消防署	大森 新二	博多消防署 副署長	新任
博多区担当部長	園田 紀子	保健医療局健康医療部長	
博多区保健福祉センター	山口 正裕	博多区保健福祉センター 所長	新任

○事務局

所属	氏名	役職等	
地域保健福祉課	首藤 実千代	地域保健福祉課長	
	今福 正二郎	地域福祉ネットワーク担当主査	
	松枝 歩	高齢者権利擁護係長	新任
	藤戸 由美	地域保健福祉第1係長	
	上田 里佳	地域包括ケア推進係長	
	坂口 裕美	地域包括ケア推進係	

○地域包括支援センター

所属	氏名	役職等	
博多第1いきいきセンターふくおか	大森 裕之	管理者	
博多第2いきいきセンターふくおか	秋山 美穂	管理者	
博多第3いきいきセンターふくおか	西依 奈奈	管理者	新任
博多第4いきいきセンターふくおか	木村 真由美	管理者	
博多第5いきいきセンターふくおか	大野 明美	管理者	新任
博多第6いきいきセンターふくおか	青木 洋	管理者	新任
博多第7いきいきセンターふくおか	高宮 幸恵	管理者	
博多第8いきいきセンターふくおか	村田 由美	管理者	

博多区地域包括ケア推進会議及び各専門部会参加メンバー

令和8年度

1. 博多区地域包括ケア推進会議委嘱委員および各専門部会所属団体

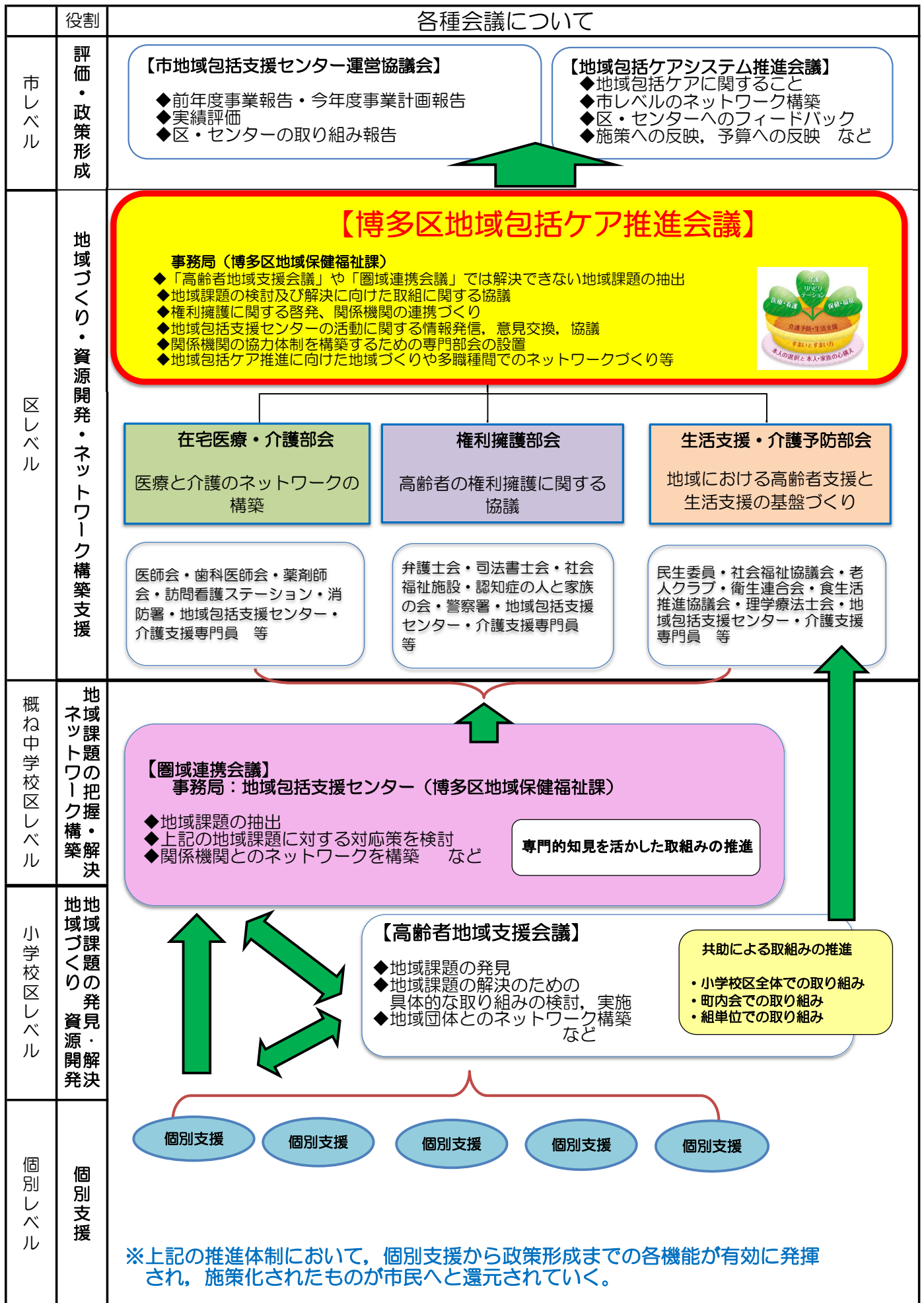
No.	機関・団体名	在宅医療・ 介護部会	生活支援・ 介護予防部会	権利擁護部会
1	博多区医師会	○		
2	博多区歯科医師会	○		
3	博多区薬剤師会	○		
4	福岡県弁護士会(博多区代表)			○
5	福岡県司法書士会(博多区代表)			○
6	博多区自治協議会連絡協議会		○	
7	博多区衛生連合会		○	
8	博多区民生委員・児童委員協議会		○	○
9	博多区社会福祉協議会		○	
10	博多区老人クラブ連合会		○	
11	博多区公民館館長会		○	
12	認知症のひとと家族の会福岡県支部			○
13	福岡市老人福祉施設協議会(博多区代表)			○
14	博多区介護支援専門員ネットワーク(ケアマネット博多)	○	○	○
15	博多区訪問看護ステーション会	○		
16	博多警察署			○
17	博多消防署	○		
18	博多区担当部長			
19	博多区保健福祉センター所長			

2. 各専門部会にのみ所属

機関・団体名	在宅医療・ 介護部会	生活支援・ 介護予防部会	権利擁護部会
博多区食生活改善推進員協議会		○	
福岡県理学療法士会(博多区代表)		○	
博多区医療ソーシャルワーカー連絡会	○		
博多区事業所ネットワーク(ワンチームHAKATA)		○	
博多区社会福祉協議会事務局		○	○
博多区地域包括支援センター(2包括ずつ持ち回り)	第3・第4	第7・第8	第1・第2

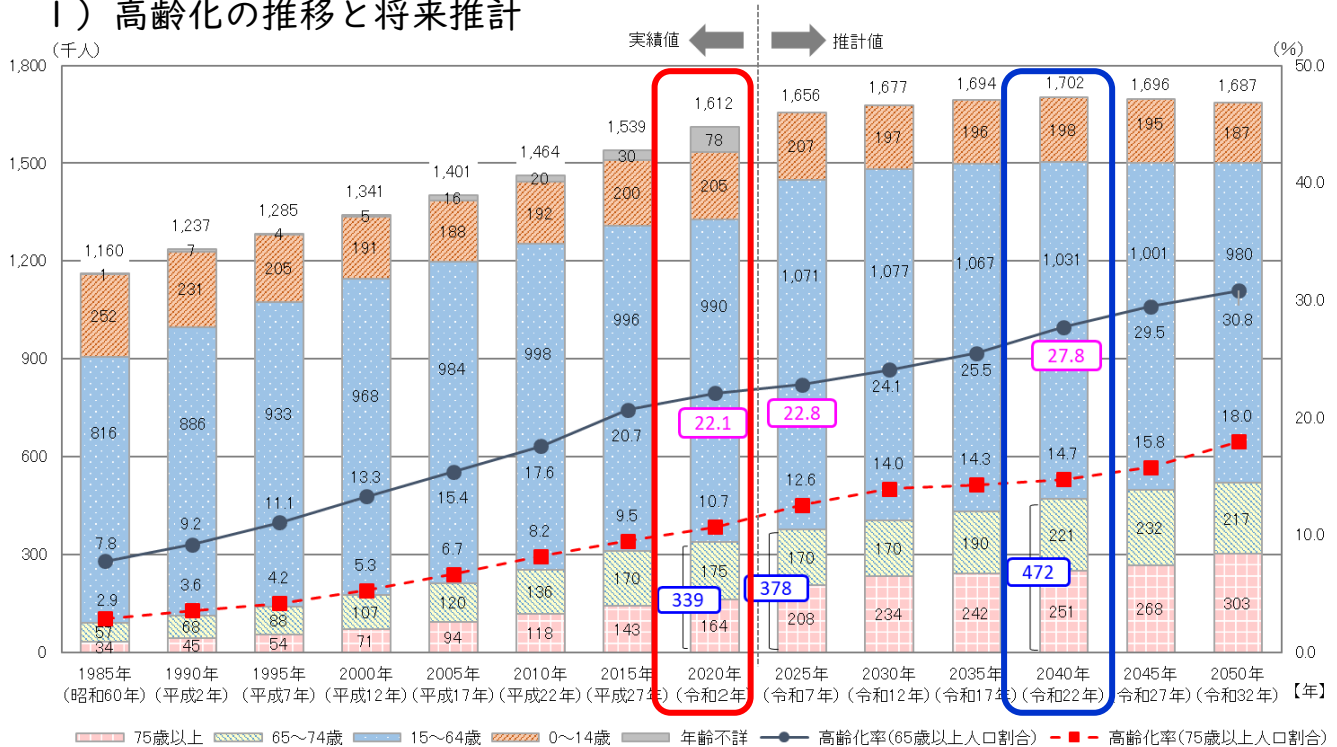
事務局	在宅医療・ 介護部会	生活支援・ 介護予防部会	権利擁護部会
博多区保健福祉センター地域保健福祉課	地域包括ケア推進係	ネットワーク担当主査	高齢者権利擁護係

博多区地域包括ケアシステム構築に関する会議



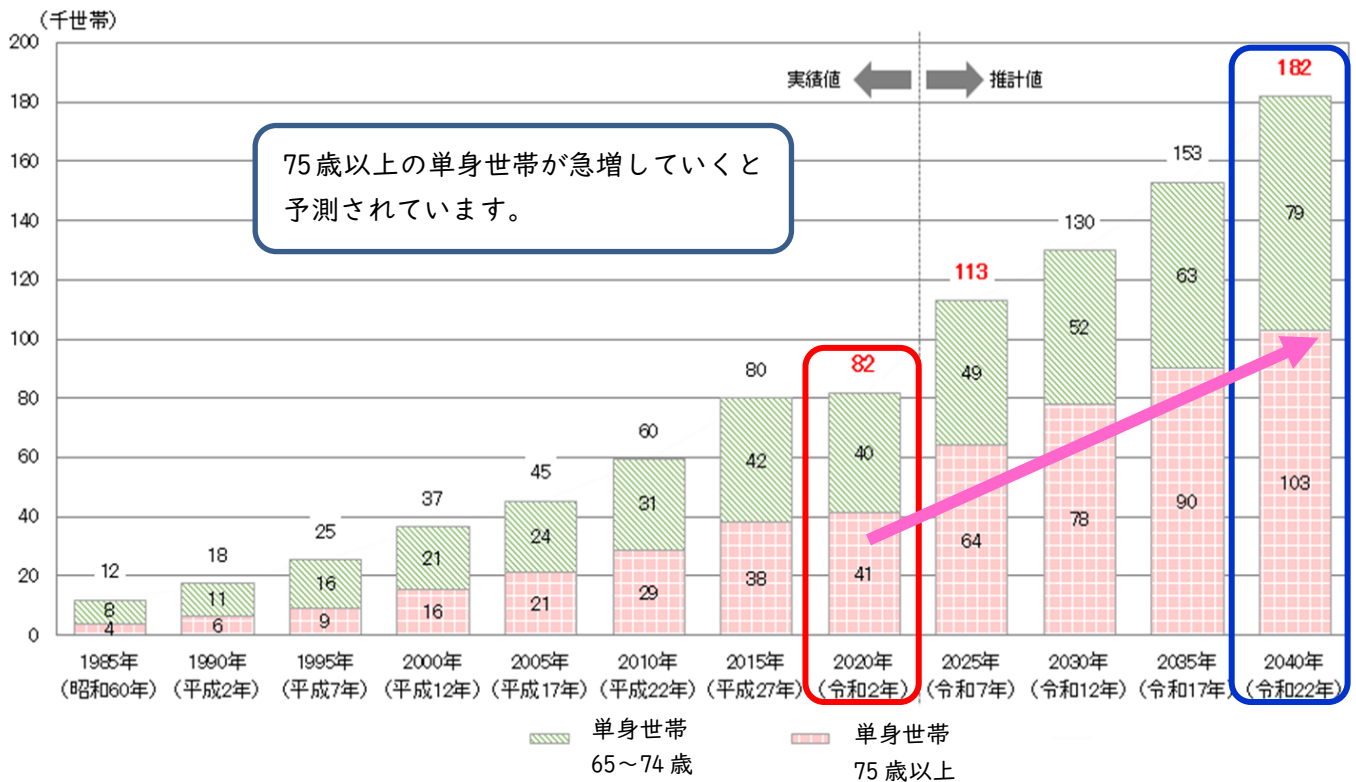
I 福岡市の高齢化と地域包括ケアの推進

I) 高齢化の推移と将来推計



福岡市の総人口は、2040年頃をピークに減少を迎える一方で、高齢者数は増加し続け、高齢化率は2050年頃30%を超えると見込まれています。

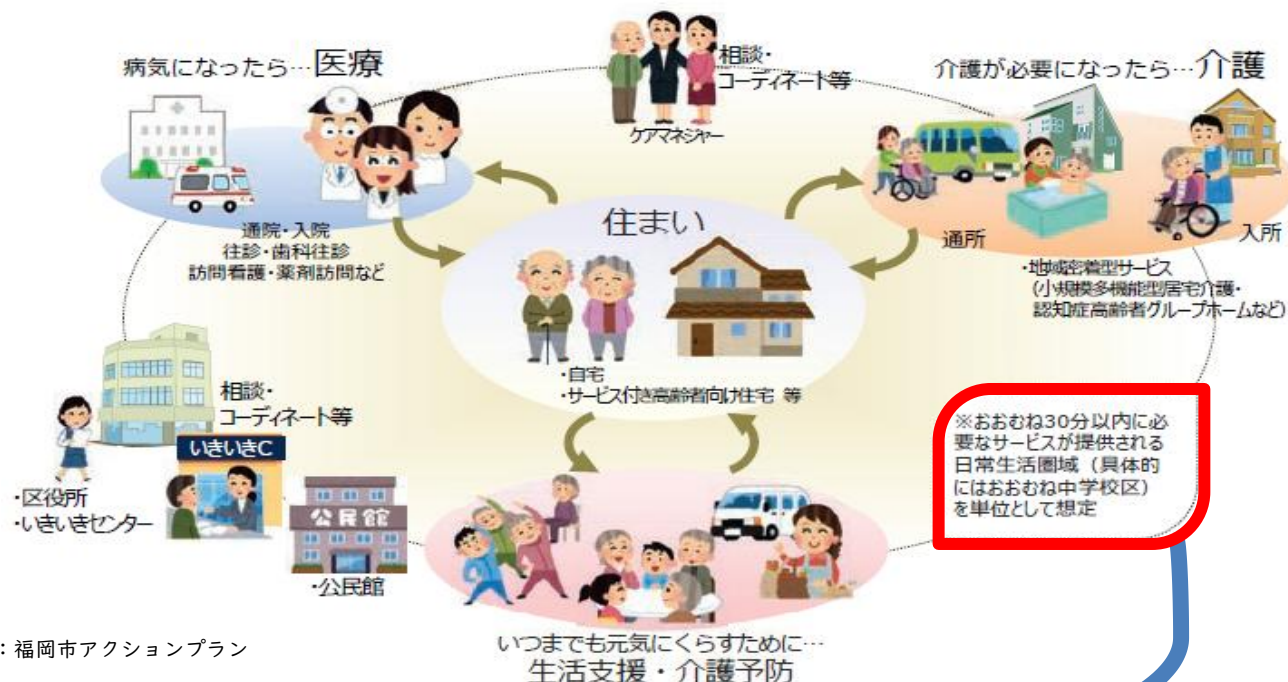
2) 高齢者の単身世帯数の推移と将来推計



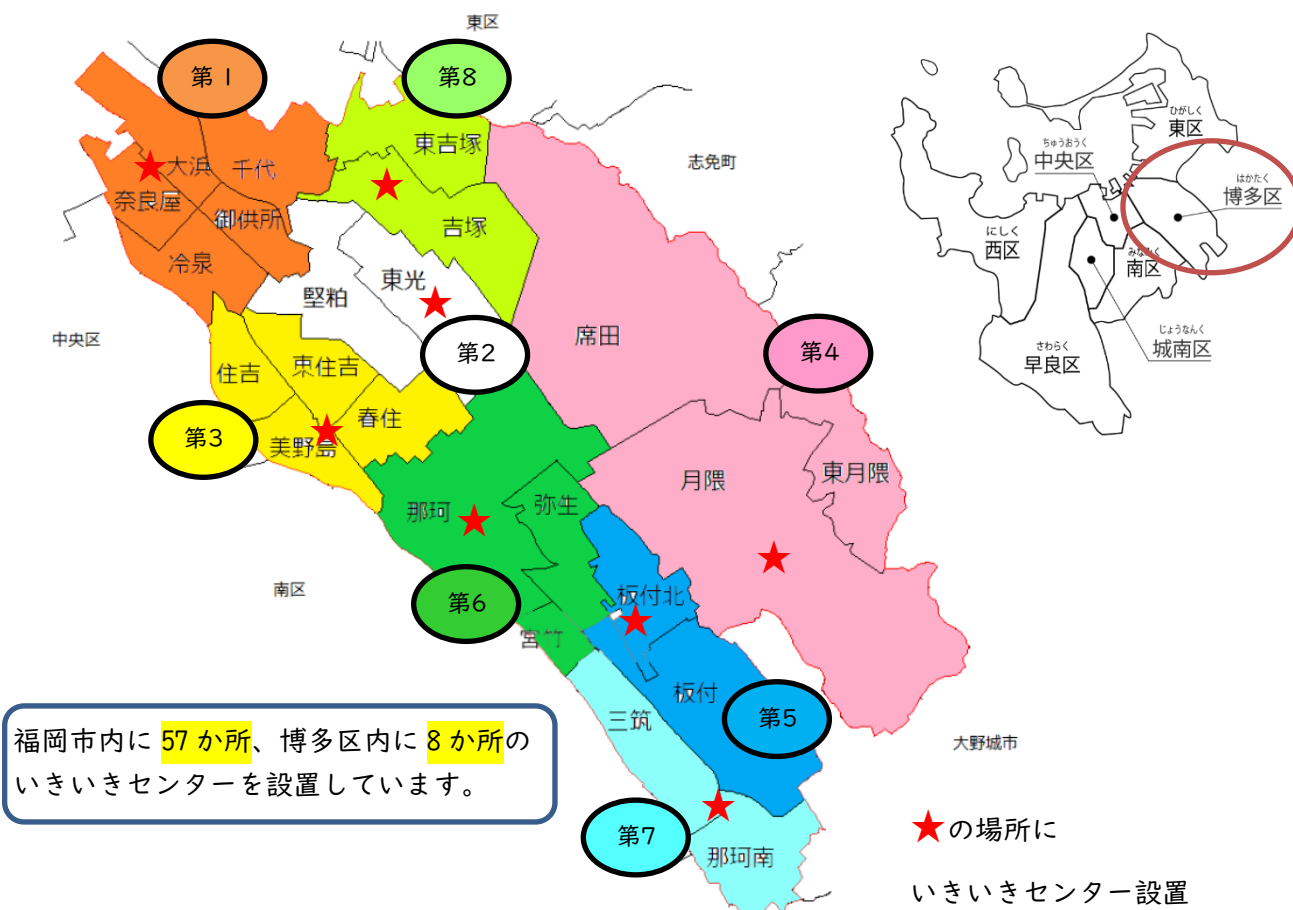
1) 2) グラフの出典：2020年(令和2年)以前は「国勢調査」(総務省)
2025(令和7年)以降は「福岡市の将来人口推計(令和6年4月)」(福岡市)

3) 地域包括ケアの推進

「高齢になっても、誰もが住み慣れた地域で人生の最期まで、自分らしい暮らしを安心して送ることができるまちを目指し、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいのサービスが、一体的に切れ目なく提供される」仕組みづくり



4) 博多区の地図といきいきセンター（地域包括支援センター）



2 博多区高齢者の概況

1) 福岡市・各区の高齢者人口・高齢化率 (R8年3月末時点登録人口(日本人)より)

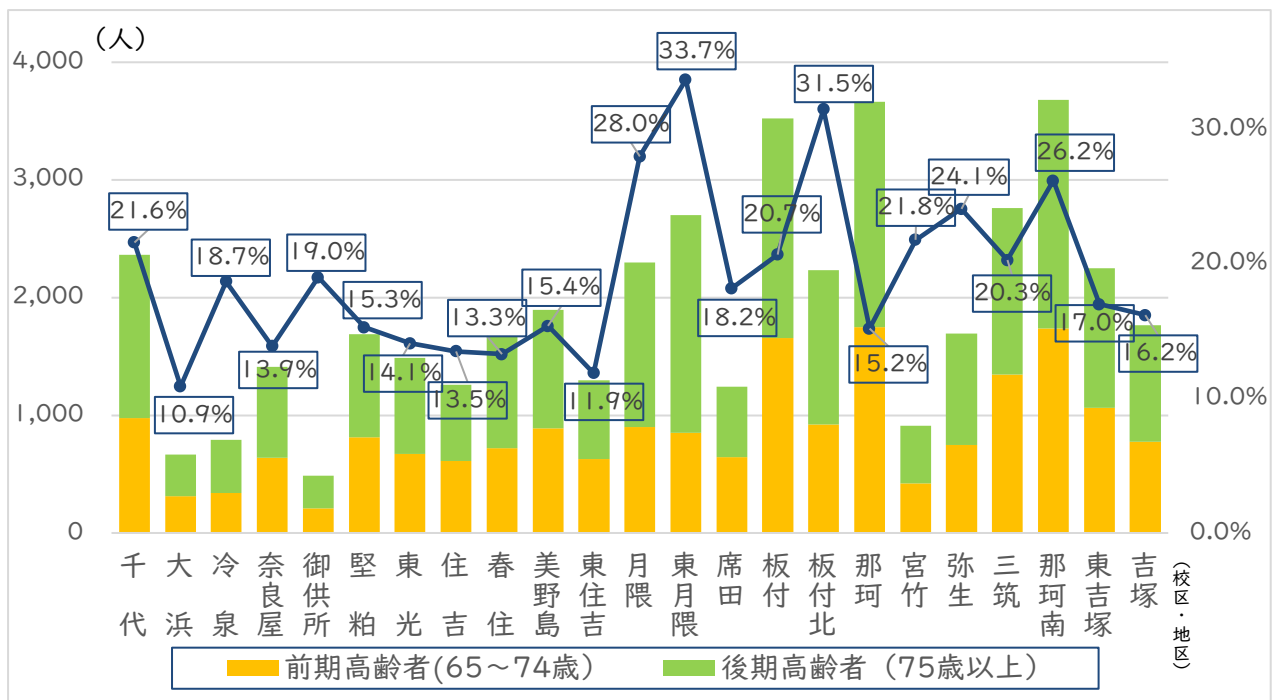
区分	福岡市	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区
総人口	1,562,755	319,296	235,013	194,342	263,268	125,928	220,329	204,579
65歳以上	360,603	74,088	43,743	39,084	63,338	32,835	56,111	51,404
構成比	23.1%	23.2%	18.6%	20.1%	24.1%	26.1%	25.5%	25.1%
順位	-	⑤	⑦	⑥	④	①	②	③
75歳以上	201,741	41,414	24,112	21,273	35,625	18,593	31,279	29,445
構成比	12.9%	13.0%	10.3%	10.9%	13.5%	14.8%	14.2%	14.4%
順位	-	⑤	⑦	⑥	④	①	③	②

2) 博多区の校区(地区)別・圏域別高齢者割合

(R8年3月末時点 福岡市 careVISION より)

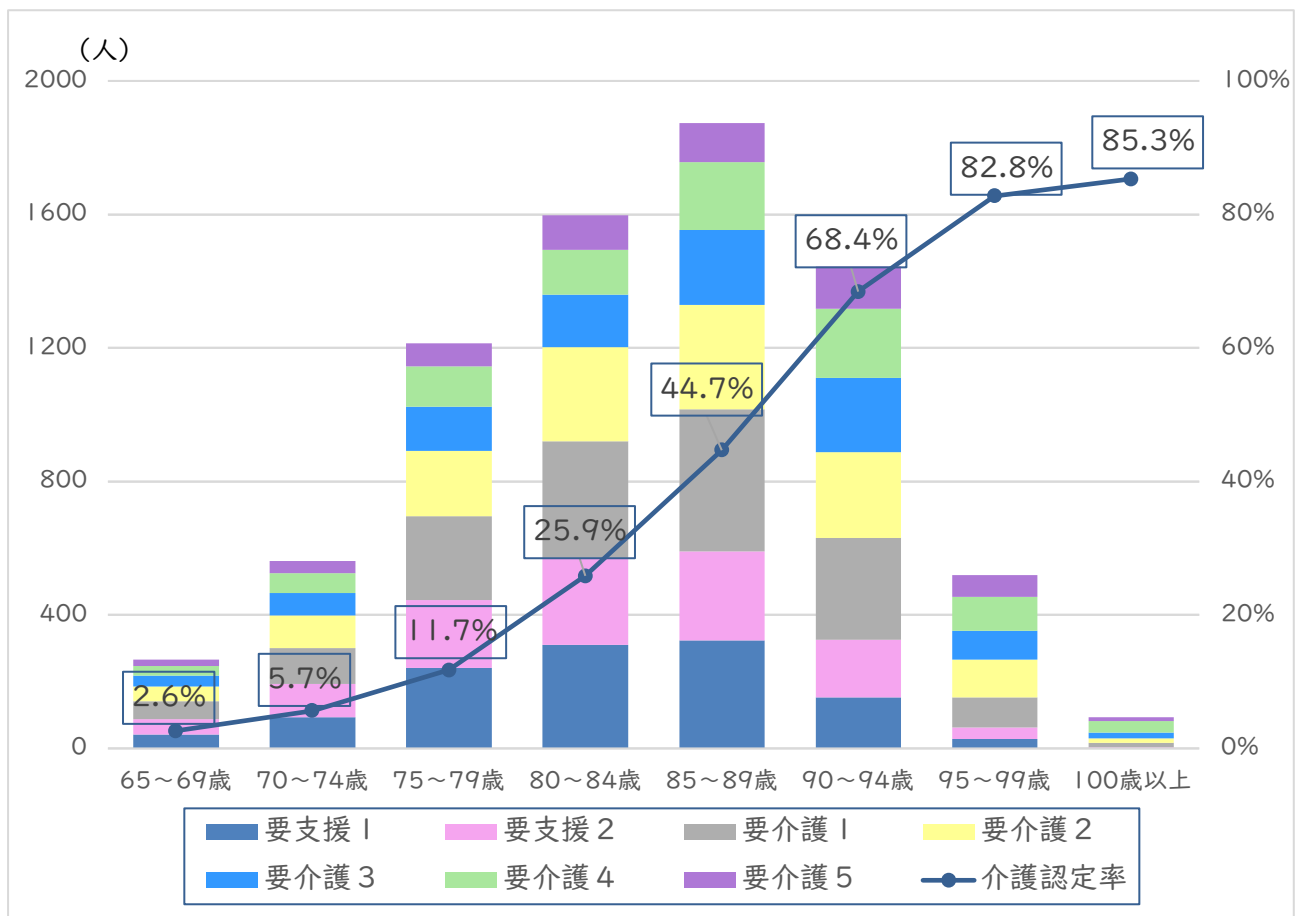
校区別									
		高齢者人口(人)		高齢化率 (%)	総人口 (人)	高齢者人口(人)		高齢化率 (%)	
	総人口(人)	(65歳～74歳)	(75歳以上)			(65歳～74歳)	(75歳以上)		
千代	10,957	977	1,385	21.6%	34,086	2,477	3,247	16.8%	博多1
大浜	6,139	313	356	10.9%					
冷泉	4,243	342	451	18.7%					
奈良屋	10,167	637	774	13.9%					
御供所	2,580	208	281	19.0%	21,598	1,488	1,688	14.7%	博多2
堅粕	11,069	816	874	15.3%					
東光	10,529	672	814	14.1%					
住吉	9,284	614	643	13.5%	45,098	2,848	3,270	13.6%	博多3
春住	12,565	719	946	13.3%					
美野島	12,306	887	1,011	15.4%					
東住吉	10,943	628	670	11.9%					
月隈	8,219	900	1,400	28.0%	23,059	2,396	3,846	27.1%	博多4
東月隈	8,021	851	1,850	33.7%					
席田	6,819	645	596	18.2%	24,065	2,577	3,179	23.9%	博多5
板付	16,982	1,654	1,868	20.7%					
板付北	7,083	923	1,311	31.5%					
那珂	24,124	1,749	1,913	15.2%	35,358	2,920	3,351	17.7%	博多6
宮竹	4,183	424	488	21.8%					
弥生	7,051	747	950	24.1%					
三筑	13,572	1,346	1,414	20.3%	27,634	3,083	3,360	23.3%	博多7
那珂南	14,062	1,737	1,946	26.2%					
東吉塚	13,215	1,066	1,182	17.0%	24,115	1,842	2,171	16.6%	博多8
吉塚	10,900	776	989	16.2%					

3) 校別高齢者人口及び高齢化率 (R8年3月末時点 福岡市統計より)



4) 要介護認定者の状況 (R7年12月末時点 福岡市 careVISION より)

＜年齢別介護サービス利用状況と利用率＞



介護サービス利用者数は、年齢と共に急速に高まります。

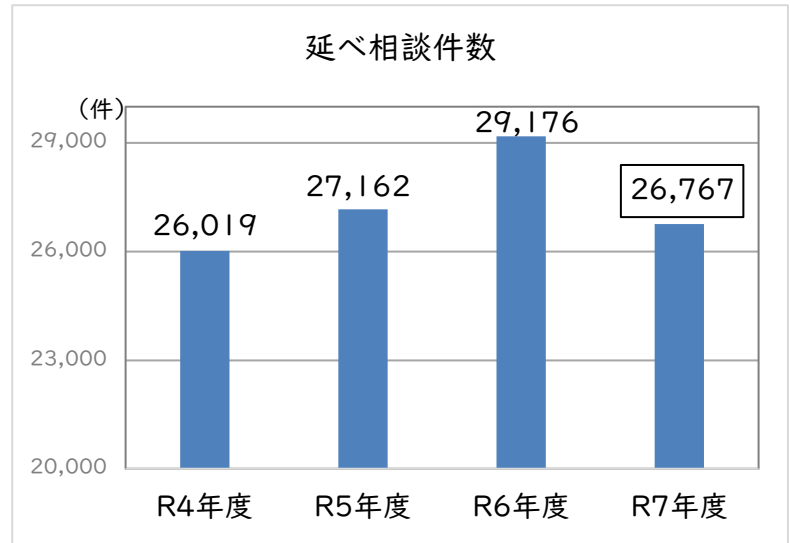
要支援1、2に該当する方には、介護予防に取り組むことで要介護状態への進行を防ぎ、できる限り自立した生活を継続できるための支援が必要です。

3 博多区高齢者の相談状況

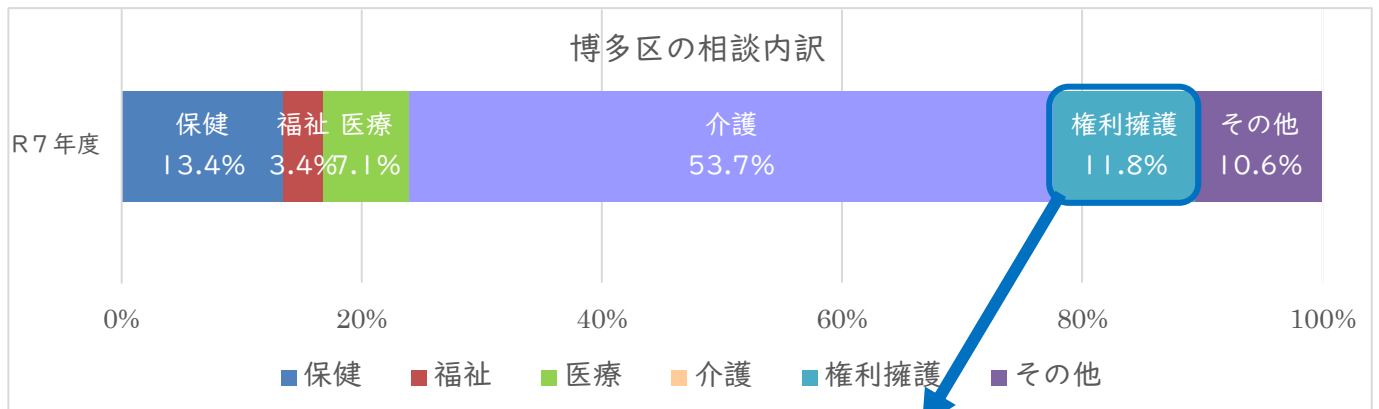
1) 相談件数（令和7年度）

	博多区
実相談件数	3,754件
延相談件数	26,767件

各包括では年間実400件・延3,000件の相談を受けています。

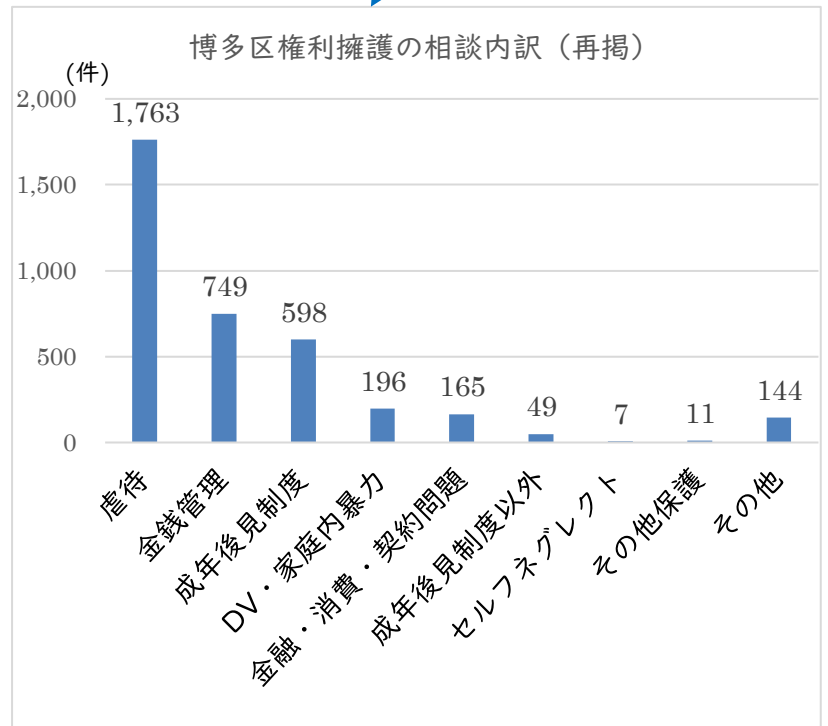


2) 相談内訳



【主な相談内容】

- 保健相談：認知症、健康管理、精神・アルコール相談、介護予防
- 福祉相談：生活困窮・経済問題、在宅福祉サービス
- 医療相談：治療、退院時連携、在宅医療
- 介護相談：介護保険の申請・認定・サービス、ケアプラン・ケアマネ
- 権利擁護相談：虐待、成年後見制度、金銭管理、DV・家庭内暴力



3) 相談経路（令和7年度）

相談者	件数（件）	割合（％）
本人	8,935	33.4
居宅介護支援事業所	2,858	10.7
別居の家族および親族	2,755	10.3
病院・一般診療所	2,425	9.1
同居の家族	2,191	8.2
区役所・市役所	1,633	6.1
居宅サービス事業所	1,608	6.0
地域包括支援センター	931	3.5
民生委員・児童委員	722	2.7
民間サービス事業者	670	2.5
その他・不明	318	1.2
友人・知人	312	1.2
施設	249	0.9
警察署・消防署	237	0.9
その他の行政機関	232	0.9
地域	169	0.6
障がい者基幹相談支援センター	143	0.5
権利擁護機関	119	0.4
社会福祉協議会	102	0.4
薬局	53	0.2
介護予防委託事業者	49	0.2
後見人・保佐人・補助人	46	0.2
歯科診療所	10	0.0
合計	26,767	100

本人、別居の家族、ケアマネジャー、医療機関からの相談が多いです。

いきいきセンター
ふくおか
福岡市地域包括支援センター



4 権利擁護業務について

1) 権利擁護業務

地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない場合や、適切なサービス等につながる方法が見つからないなどの困難な状況にある高齢者が、住み慣れた家庭や地域において安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うもの。また、地域包括支援センターや関係機関と連携し、成年後見制度の活用促進、高齢者虐待や困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度の活用により、高齢者の生活の維持を図るもの。

2) 虐待事例対応

- ・通報・相談を受け付け、コアメンバー会議を実施し、虐待の判断をする。
- ・月に1回、虐待事例・処遇困難事例進捗管理会議を開催し、問題点の整理や今後の支援方針の検討等を行う。

<虐待と判断したケース>※令和7年度速報値

① 虐待通報数

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
博多区	36	47	57	71

② 被虐待者性別（人）

	男性	女性	計
博多区	7	19	26

③ 虐待の種別・類型（複数回答）

	身体的	放任・放棄	心理的	性的	経済的	累計
博多区	23	1	3	0	0	27

④ 虐待者（複数回答）

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	兄弟姉妹	孫	その他	計
博多区	10	4	7	3	1	1	0	0	1	27

3) 他機関との連携「高齢者虐待事案通報票」について

警察署において、警察安全相談、高齢者を被害者とする事案等の捜査、急訴事案や保護の取扱い等の各種警察活動に際し、高齢者虐待事案を認知した場合には、速やかに市町村に通報をすることとなっており、警察署が高齢者虐待と認知した全ての事案が通報される。

内容	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
通報票受理	9	8	14	28

4) 被虐待高齢者一時保護事業

養護者からの虐待により、生命または身体に重大な危険が生じるおそれがあると認められる高齢者を老人福祉施設等に一時的に保護し、高齢者の安全を確保することを目的とするもの。

内容	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
一時保護件数	0	0	0	0

5) 成年後見制度支援事業

身寄りのない認知症高齢者などについて、市長が後見開始などの申し立てを行うことにより、後見人による財産管理や身上監護などの支援を行う。

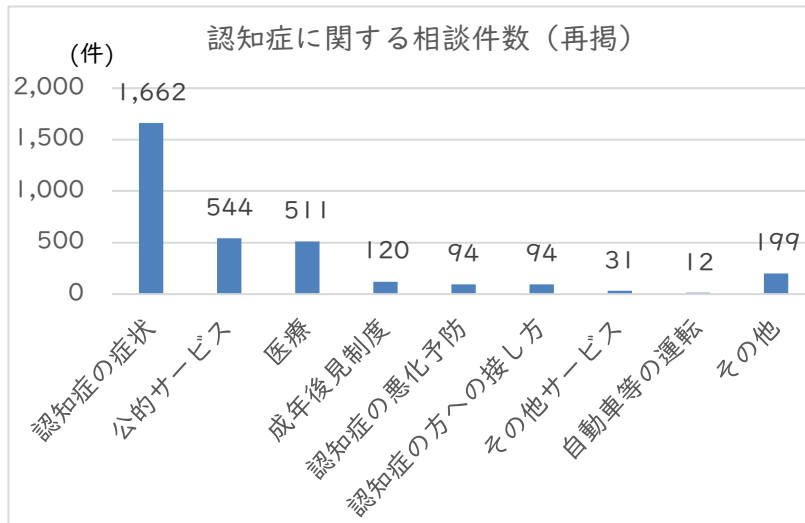
内容	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
成年後見制度に関する相談件数	606	834	658	598
市長申立件数	6	11	12	15

※相談件数は区と包括の延数

5 認知症高齢者への支援業務

1) 認知症に関する相談（令和7年度相談件数の再掲）

相談内容	件数
認知症の症状	1,662
公的サービス	544
医療	511
成年後見制度	120
認知症の悪化予防	94
認知症の方への接し方	94
その他サービス	31
自動車等の運転	12
その他	199
計	3267



2) 認知症初期集中支援チームによる支援状況

【目的】認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けるために「認知症初期集中支援チーム※」が認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応につなげる支援を行っている。（H29年度～モデル事業、H31年度より全区へ配置）

※認知症初期集中支援チームとは

認知症に係る専門的な知識・技能を有する医師の指導の下、複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的、集中的（概ね6ヵ月）に行い、自立生活のサポートを行うチームをいう。

相談受付数（R7年度）	支援実績				
	支援該当者	訪問	電話・メール	家族支援	連絡調整
23	23	126	176	111	657

※支援実績には、電話・訪問時不在対応も含む。連絡調整には、関係機関との会議や啓発活動等も含む。

令和7年度の実績では、支援該当者23名に対して平均47回の支援を経て、医療や介護サービスにつなげています。

3) 認知症の人の見守りネットワーク事業

行方不明になる可能性のある認知症高齢者の方を早期発見・保護するため、また、介護者の負担を軽減するため、警察や地域などの協力のもとにネットワーク事業を行うもの。

内 容	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
登録制度登録者数	97	127	149	150
高齢者捜してメール登録者数	68	89	98	93

4) 認知症高齢者一時保護事業

福岡市内で警察に保護された認知症の高齢者のうち、身元判明、引き取りに時間を要す方で、栄養状態や睡眠など健康上の問題を含め身体介護を要する場合には特別養護老人ホームにおいて一時的に保護するもの。

内 容	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
一時保護件数	0	0	1	4

5) 認知症サポーター養成講座・ユマニチュード®講座

認知症サポーター養成講座では、認知症の基本的知識や接し方のポイントについて学び、認知症の人やその家族を温かく見守る「応援者」を養成する講座です。

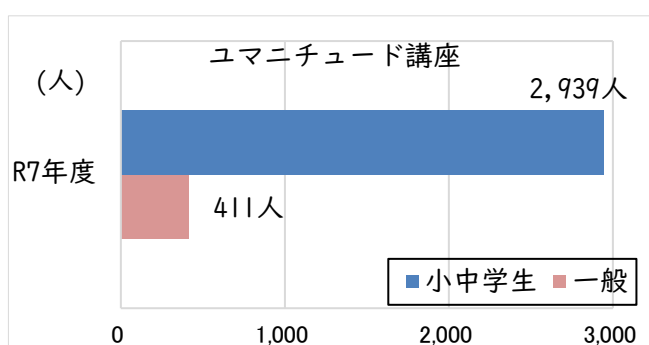
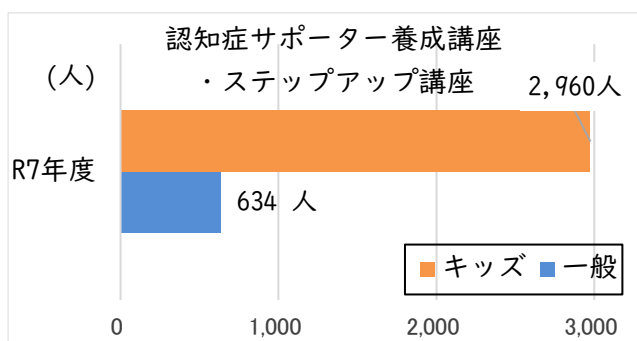
ユマニチュードとは、認知症の人とスムーズにコミュニケーションを図る技法で、相手に自分が大切にされていることを感じ、理解してもらえよう伝えるための「見る・話す・触れる・立つ」4つの技術をまとめたものです。

<R7年度博多区の取り組み>

- 区内全小学校 18校の4年生と、区内全中学校 10校の1年生向けに講座開催
- 市民向け認知症サポーター養成講座・ユマニチュード講座を2回シリーズで開催
- 9月認知症月間での広報・啓発
- 区役所職員向けの講座開催

<実績>

- ・認知症サポーター養成講座：16回 546名
- ・キッズ向け認知症サポーター養成講座：28回 2,939名
- ・認知症サポーターステップアップ講座：3回 88名
- ・キッズ向け認知症サポーターステップアップ講座1回 21名
- ・ユマニチュード講座：13回 411名、小中学校：28回 2,939名



住吉中学校での開催の様子



博多小学校での開催の様子
(福岡医健・スポーツ専門学校による寸劇)



博多小学校での開催の様子



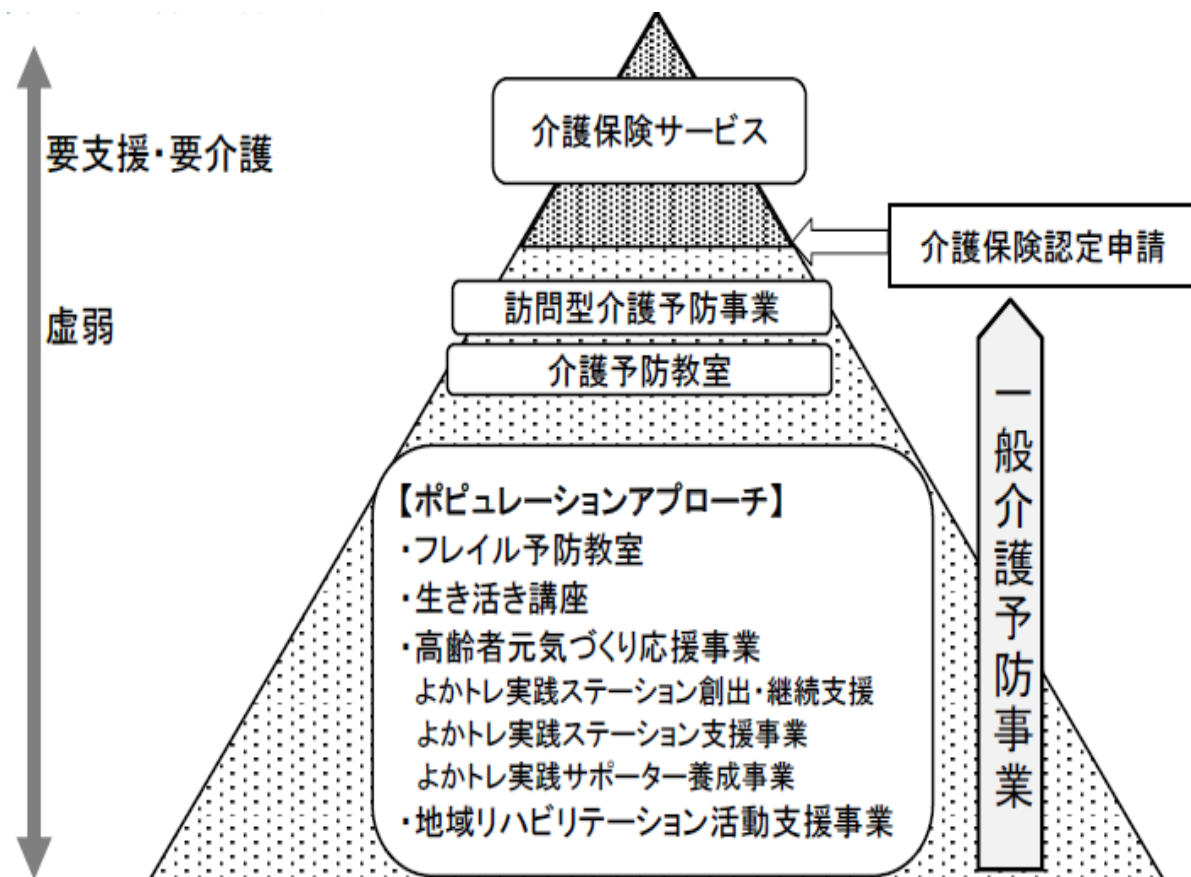
9月博多区役所 認知症月間展示コーナー

6 介護予防に関する取組み

高齢者が要支援・要介護状態になることを防ぎ、住み慣れた地域で自立した生活が続けることができるよう、健康づくり・介護予防の知識の普及啓発を行う。

(令和7年度実績)

事業名	内容	実施数
フレイル予防教室	フレイル予防を目的とした講座や運動等のプログラムを実施する。	16回 215名
生き生き講座	健康づくり・介護予防をテーマとした講座を地域へ出向いて実施する。	200回 3,075名
オーラルフレイル予防にむけた取組み	区歯科医師会と協働でリーフレットを作成し、全校区でオーラルフレイル予防教育の開催を目指す。	75回 1,262名
地域リハビリテーション活動支援事業【委託】	介護予防に取り組む団体に年1～2回理学療法士等を派遣し、運動等に関する知識の提供、体力評価等を行う。	30回 322名
よかトレ実践ステーションの創出・継続支援	高齢者が主体的かつ継続的に健康づくりに取り組む団体の創出と活動継続のための支援を行う。	登録数 138か所
訪問型介護予防事業	閉じこもりがちな高齢者等を対象に、家庭訪問により介護予防や生活習慣病予防についてアドバイスを行う。	3名 16回
介護予防教室【委託】	自宅でできる運動を中心として、口腔や栄養等のフレイル予防に関するプログラムを実施する。	45回 407名



7 その他の博多区の実践

1) 在宅医療・介護連携や多職種連携の推進に向けた取り組み等

(令和7年度実績・区が関与したもののみ記載)

	取組み	具体的内容
医師会共催	多職種連携研修会 (専門職向け)	テーマ ① ACP を活かした看取り (93 名) ② 独居高齢者の栄養支援について ～症例に基づく現場の工夫～ (72 名) ③ 止まらぬ人口減少 在宅医療への影響 (92 名)
	地域包括ケアシステム フォーラム (市民向け)	講師 3 名による市民向けフォーラム テーマ 「災害が在宅医療に及ぼす影響」 (53 名)
職能団体	ケアマネット博多	役員会、総会、定例会を開催 (5 回 237 名) 研修会「虐待研修」「成年後見制度について」 「ヤングケアラーの理解と子ども・若者支援」
	博多区訪問看護ステーション会	定例会、交流会を開催。(4 回 61 名・オンライン参加除く) ・災害時の連携体制、連携型 BCP の実施に向けて ・出前講座「避難行動要支援者名簿」
	博多区 MSW 交流会	交流会、情報交換会を開催 ・MSW 情報交換会 (23 名) ・研修会「成年後見制度の実践について」 (20 名)
ネットワークづくり	事業所ネットワーク定例会 (圏域毎)	各事業所ネットワークが定例会を開催し、活動状況の共有や今後の事業展開を協議する。(17 回 329 名)
	ワンチーム HAKATA 定例会	① キャラバンメイト・事業所ネットワーク交流会 (56 名) ② ワンチーム HAKATA 定例会 (32 名) ③ 打合せ等協議 (2 回 23 名)
	障がい者支援機関との ネットワークづくり	区単位・包括単位で研修会等に参加 (障がい者基幹相談支援センター、地域包括支援センター、 障がいサービス事業所、居宅介護事業所など)
	圏域ケアマネ交流会・ 研修会	圏域や包括単位で居宅介護事業所との交流会や研修会を通してケアマネの後方支援を行う。(7 回 113 名)
	校区情報交換会	地域支援課、校区担当保健師、地域包括支援センター、社会福祉協議会が、校区 (地区) の実情や住民ニーズに沿ったより良い支援を行うための意見交換会を実施。(全 22 校区 年 2 回開催)
	多機関協働の促進に向けた研修会	福祉における包括的な支援体制整備の推進に向けた研修会を開催。(2 回 56 名) (障がい者基幹相談支援センター、生活自立支援センター、社会福祉協議会、こども総合相談センター、教育委員会他)

2) 地域ケア会議

「高齢者個人に対する支援の充実」と「それを支える社会基盤の整備」を目指すことで、地域包括ケアシステム構築に向けた取組みを進めている。

	各会議で抽出された課題・意見
区レベル	【地域包括ケア推進会議】 R7.11/13 開催 ・単身世帯・認知症高齢者増加に対応した地域包括ケアの強化 ・他職種・関係機関の連携による支援体制の維持・充実 ・成年後見制度の周知・利用促進と関係機関との連携による持続可能な仕組みづくり ・高齢者の社会参加の推進・外出支援・市民啓発の重要性 ・民生委員や家族の会など担い手不足の解消及びなり手の負担軽減 【在宅医療・介護部会】 R7.9/3 開催 ・在宅医療体制の課題と対応策の検討 ・多職種連携の質の向上（医療・歯科診療・薬剤・看護・介護・救急対応等） ・災害時における医療と介護の備え （医薬品供給の安定化、災害時 BCP の確立、避難行動要支援者名簿の活用等） 【権利擁護部会】 R7.10/10 開催 ・高齢化・認知症の進行に伴う権利擁護支援のニーズの高まり ・本人意思を尊重した成年後見制度の活用 ・地域・専門職・行政・司法の連携による持続可能な仕組みづくり 【生活支援・介護予防部会】 R7.9/11 開催 ・公民館等身近な場所での高齢者支援活動や通いの場の充実 ・地域課題に特化した移動支援事業【席田・月隈・東月隈乗合いタクシー ‘のりタク’】 ・事業所ネットワークによる地域貢献活動の推進 ・ユマニチュードによるまちづくり ・オーラルフレイル予防・よかトレの取り組み ・地域の担い手不足
概ね中学校区レベル	【圏域連携会議】（R7年度7回 291名） ・事業所ネットワークでの防災対策 ・成年後見制度を考える ・地域の社会資源を考える ・ひとり暮らしの高齢者を支える ACP、ALP ・身寄りのない認知症高齢者への支援
小学校区レベル	【高齢者地域支援会議】（R7年度32回 729名） ・気になる高齢者への支援の実際 ・エンディングノートの活用 ・障がい特性のあるケース対応 ・地域課題の抽出と地域連携について 他
個別レベル	【個別支援会議】（R7年度62回 402名・介護予防型個別支援会議16回 171名） 検討内容：8050 問題や複合課題を抱える世帯への支援、高齢者虐待対応事例、成年後見制度を含む権利擁護が必要な事例、認知症の方への支援 等 介護予防型検討内容：フレイル、オーラルフレイル、低栄養、口腔機能低下 等

令和6年度に強化した取組み等

- 在宅医療の推進、救急医療のひっ迫緩和のための ACP の普及。
- 認知症予防啓発のための講座展開を強化。
- 成年後見制度利用促進・市長申立による制度利用の強化。
- 「気づき・つながる」研修や専門職意見交換会の開催による多職種・専門職による切れ目ない支援の提供を目指す。

令和7年度に強化した取組み等

- 専門職向け研修（成年後見制度活用・虐待対応、他）
- 災害の備え（BCP 等）に関する情報共有・取組み
- 認知症にやさしいまちづくりのための取組み（講座、啓発等）
- ACP の普及・講座等の開催

【 意見交換 】

※以下はメモとしてご使用ください。

- ①高齢者が地域で安心して暮らすための取組みと成果について
（例：地域の高齢者に向けた支援の実際や所属団体で活動していることなど）

- ②今後の地域課題と必要な取組みについて
（例：地域の高齢者や市民のためにできること、所属団体間の活動など）

在宅医療・介護部会

権利擁護部会

生活支援・介護予防部会

令和8年度以降の取組みについて（案）